Ｑ＆Ａ（介護予防・通いの場づくり事業）

Ｑ１）補助対象経費は、具体的にどのようなものがありますか？

Ａ１）活動を行うための基盤整備に対する補助を想定しています。会場の使用料、光熱水費、消耗品費、講師を依頼したときの報償費、旅費、会員連絡時の電話代、切手代、保険料、資料の印刷代、ＣＤプレーヤー、血圧計など、事業運営に必要な経費となる間接費用が対象となります。

　　　対象にならない経費として、利用者への食糧費、利用者が活動時に使用する材料費、個人の所有となるものなどの直接経費、施設整備費は対象になりません。

Ｑ２）グループの構成人数がおおむね５人以上とは何人のこと？

Ａ２）原則３人以上です。

Ｑ３）活動の内容は？

Ａ３）活動内容としては、岩国はつらつ体操を毎回実施することが必須となっており、それを組み入れた介護予防に資するレクリエーションや茶話会等が考えられますが、同体操が含まれない趣味活動のみの場合は対象になりません。

　　　また、岩国市地域包括支援センターによる活動支援、又は市長が適当と認める研修を年１回以上受けることが必要です。

Ｑ４）活動の頻度や時間は？

Ａ４）月２回程度（年間25回）以上開催し、１回当たりの時間は、２時間以上とします。

Ｑ５）補助金の額は？

Ａ５）年間25回（月２回程度）以上の場合　30,000円（年間上限）

　　　年間40回（週１回程度）以上の場合　48,000円（年間上限）

　　　年間80回（週２回程度）以上の場合　96,000円（年間上限）

　　　補助対象経費の実支出額が上記の補助基準額を下回る場合は、その額が補助金額（1,000円未満の端数は切捨て）となります。

　　　また、補助対象経費に充てられる寄附金等の収入がある場合は、当該充当分を補助対象経費の実支出額から控除した額により、補助基準額と比較して、補助金額（1,000円未満の端数は切捨て）を決定します。

Ｑ６）年度途中で始めた場合も対象になりますか？

Ａ６）対象になります。補助金の額は、年度途中の交付決定の場合、開始した月の翌月分から対象となりますので、上記（Ａ５）の補助基準額を月割りした金額を上限として、補助対象経費の実支出額により決定します（1,000円未満の端数は切捨て）。この際、収入がある場合は、その額を補助対象経費の実支出額から控除した額により算定します。

　　　なお、月割りに該当しない場合とは、年度当初となる４月１日交付決定で、４月から活動を開始した場合です。

Ｑ７）市へ実績報告をする場合、領収書を添付する必要がありますか？

Ａ７）領収書については、帳簿等に貼って３年間保管していただきます。その間、市から開示を求める場合がありますが、実績報告時の添付資料として、市に提出する必要はありません。

Ｑ８）地域包括支援センターによる活動支援、又は研修を受けることとなっていますが、どこの地域包括支援センターから支援を受けることになりますか？

　　　また、研修には、どのようなものがありますか？

Ａ８）地域包括支援センターは、市内10カ所に設置されています。該当する担当地域のセンターへ連絡してください。

　　　また、研修については、地域包括支援センターが実施する介護予防講座等があります。

Ｑ９）岩国はつらつ体操を行う集会を中心に活動していますが、月１回同じ講師を定例で招いて行った場合、講師料は報償費として対象経費に該当しますか？

Ａ９）定例の講師を定期的に月１回程度利用する場合は、補助対象経費に該当しません。２カ月程度以上の間隔がある場合に、報償費として対象経費に該当するものとします。

Ｑ10）サロンを実施しているグループが中心となり、サロンとは別の日時に、体操を実施する場を対象条件に沿って行う場合、介護予防・通いの場づくり事業の対象になりますか？

Ａ10）別日程の場合に限り、対象事業となります。

Ｑ11）国、県、市その他公の機関による補助を受けていないことが交付対象条件となっていますが、その他公の機関とは？

Ａ11）公の機関とは、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関等ですが、該当か非該当かについては、個別に判断します。

　　　例えば、社会福祉協議会等の社会福祉法人は、その事業内容から、公益性が高く、公の機関に準ずるものとして取り扱うこととします。したがって、社会福祉協議会から補助を受ける場合は、本制度の対象になりません。

Ｑ12）補助金の支払時期はいつ？

Ａ12）事業終了後の実績報告により補助金額が確定した後に、請求していただくこととなります。